

いなべ市ふるさと納税返礼品募集要項

(令和6年10月10日改訂)

1 はじめに

いなべ市にふるさと納税をしていただいた市外在住の方に対して、返礼品を贈呈しています。ふるさと納税の促進と地元特産品のPRを図るために返礼品を募集します。「返礼品」としての要件を満たすと総務省に認められた商品やサービスにつきましては、いなべ市が契約する「さとふる」や「楽天ふるさと納税」などのふるさと納税受付サイトに掲載いたします。

2 返礼品の要件

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に基づく基準のいずれかに該当すること。
(別添「地場産品類型」を参考にしてください。)
- (2) いなべ市の魅力をPRできるものであること。
- (3) 品質や数量において安定供給が見込めるものであること。

3 事業者の要件

- (1) 各種法令等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 電子メールでの注文受付、商品の梱包、集荷の対応が可能であること。
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びいなべ市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 返礼品の品質や取扱い等に係る苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。

4 返礼品価格の区分（消費税を含む。）

- (1) 返礼品の価格は、寄附額の3割以下とします。
- (2) 返礼品価格には、送料は含めないでください。なお、梱包に必要な箱代等は含めてください。
- (3) 商品のサイズや重量が大きく、送料が市の想定を超過する場合は、寄附区分を変更する場合があります。

寄附区分	返礼品価格 (税込)	発送回数上限 (定期便の場合)
1万円以上の寄附	3,000円以下のもの	1回
1万5千円以上の寄附	4,500円以下のもの	1回
2万円以上の寄附	6,000円以下のもの	1回
2万5千円以上の寄附	7,500円以下のもの	1回
3万円以上の寄附	9,000円以下のもの	2回
3万5千円以上の寄附	10,500円以下のもの	2回
4万円以上の寄附	12,000円以下のもの	2回
4万5千円以上の寄附	13,500円以下のもの	2回
5万円以上の寄附	15,000円以下のもの	3回
5万5千円以上の寄附	16,500円以下のもの	3回
返礼品価格に応じた寄附額を設定	18,000円以上のもの	4回

5 いなべ市が契約しているふるさと納税受付サイト

- (1) さとふる (<https://www.satofull.jp/city-inabe-mie/>)
- (2) 楽天ふるさと納税 (<https://www.rakuten.ne.jp/gold/f242144-inabe/>)
- (3) ふるさとチョイス (<https://www.furusato-tax.jp/city/product/24214>)
- (4) ふるなび (<https://furunavi.jp/Municipal/Product/Search?municipalid=1051>)
- (5) J R E M A L L ふるさと納税 (<https://www.jreastmall.com/shop/c/cf443>)
- (6) A N A のふるさと納税 (<https://furusato.ana.co.jp/24214/>)
- (7) J A L ふるさと納税 (<https://furusato.jal.co.jp/municipality/242144>)
- (8) セゾンのふるさと納税 (<https://furusato.saisoncard.co.jp/city.php?n=242144>)
- (9) a u P A Y ふるさと納税 (<https://furusato.wowma.jp/242144/>)

6 申請期限

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

7 申請方法

別添「いなべ市ふるさと納税返礼品登録申請書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、添付書類とともにいなべ市商工会またはいなべ市役所 商工観光課へ提出してください。

〈提出書類〉

- (1) いなべ市ふるさと納税返礼品登録申請書
- (2) 誓約書（新規事業者のみ）
- (3) 商品の写真
※商品によっては、選定委員会の際に実物をお貸しいただく場合があります。
- (4) 営業許可書、許可書、資格又は免許を証明するもの
※必要な許可書につきましては、各事業者で法律、条例等をご確認ください。
※商品によっては、追加で許可書を提出していただく場合があります。

8 申請から返礼品登録、ページ公開までのスケジュールについて

令和7年4月1日～5月31日	新規返礼品の募集
令和7年6月中	返礼品選定委員会の開催
令和7年7月中	総務省による返礼品の認定期間（※1）
令和7年9月中	・ いなべ市商工観光課から電子メールで結果を通知 ・ 株式会社さとふるから電子メールで「さとふるお礼品登録システム」のID及びパスワードが送られる ・ 「さとふるお礼品登録システム」への商品登録。他サイトへはさとふるが連携作業を行う

令和7年10月1日～令和8年9月30日 返礼品ページの公開

※1 総務省による認定がないと、ふるさと納税の返礼品として登録ができません。

※2 翌年度以降も同じスケジュールで進める予定です。

9 注意事項

- (1) 返礼品の登録件数はすべての商品合わせて、1事業者あたり概ね10品までとなります。
登録希望商品が10品を超える場合は、いなべ市役所 商工観光課までご相談ください。
※事業所の場所と事業内容が異なるのであれば、別の事業者とみなします。

- (2) 定期便としての登録を希望する場合は、いなべ市役所 商工観光課までご相談ください。
- (3) 返礼品に選ばれたのち、さとふるお礼品登録システムへ事業者様ご自身で登録情報を入力していただきます。入力確認後順次ホームページに掲載予定です。
- (4) さとふる以外のサイトへの掲載は、さとふるお礼品登録システムの内容を基に株式会社さとふるが行うため、さとふるホームページ掲載後、お時間をいただきます。
- (5) 返礼品の掲載を開始後、3年間一度も選ばれていない場合は、見直しの対象となりますのでご承知おきください。
- (6) いなべ市の返礼品選定委員会で採用が決定した場合でも、総務省の法律改正等により返礼品としての取扱いが継続できなくなる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (7) 返礼品の取扱いが令和7年10月から令和8年9月までの期間（1年間）認められた場合でも、総務省からの通知等により翌年度以降の継続が難しくなる場合もあります。こちらも予めご了承ください。

10 申請先、お問い合わせ先

いなべ市商工会の会員の方は、いなべ市商工会までご連絡ください。

【いなべ市商工会】

〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜 1991 番地

TEL:0594-72-3131 FAX:0594-72-2355

いなべ市商工会の会員以外の方は、いなべ市役所商工観光課までご連絡ください。

【いなべ市役所 商工観光課】

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

TEL:0594-86-7833 FAX:0594-86-7869